ホウ素中性子捕捉療法（ＢＮＣＴ）研究会設置要綱

（名　称）

第１条　この研究会は、ホウ素中性子捕捉療法（ＢＮＣＴ）研究会（以下「研究会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　研究会は、大阪発のホウ素中性子捕捉療法の実用化に向け、研究を支援するなど、産学官が連携し先端的がん医療拠点の形成をめざすため、ホウ素中性子捕捉療法を取り巻く諸課題を解決する方策を検討する目的で設置する。

（事　業）

第３条　研究会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

(1)　ホウ素中性子捕捉療法の早期実用化に向けた調査研究、提言、要望

(2)　先端的がん医療拠点の形成に向けた調査研究、提言、要望

(3)　ホウ素中性子捕捉療法普及のためのPRに関する活動

(4)　ホウ素中性子捕捉療法の実用化を契機とした地域振興策（「熊取アトムサイエンスパーク構想」の一環）の調査研究、提言、要望

(5)　その他本研究会の目的に沿う活動

（組　織）

第４条　研究会は、運営委員及び推進委員（以下「委員」という。）で組織する。

２　委員は、学識経験者、関係団体の代表者及び関係行政機関の職員等をもって充てる。

３　研究会には、必要に応じてワーキンググループを置く。

（会　議）

第５条　研究会に運営委員長を置き、京都大学原子炉実験所長をもってあてる。

２　研究会は、必要に応じて運営委員長が招集し、これを主宰する。

３　ワーキンググループに座長を置き、互選により決定する。

４　ワーキンググループは、必要に応じて座長が招集し、これを主宰する。

（事務局）

第６条　研究会の事務局は、大阪府、熊取町及び京都大学で行う。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、運営委員長が別に定める。

　附　則

１　この要綱は、平成21年10月28日から施行する。

２　この研究会の設置期間は、第2条に規定する目的が達成されるまでとする。